# 熊本県行政文書管理規程・山形県公文書管理規程(改正案) 比較表

令和元年10月15日現在

		T 和几乎10月15日先往 
熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
目次	目次	
第1章 総則(第1条・第2条)	第1章 総則 (第1条・第2条)	
	<u>第1節 通則 (第1条—第6条)</u>	
第2章 管理体制(第3条-第8条)	第2章	
	<del>第2節 文書</del> 管理 <u>組織体制</u> (第 <u>73</u> 条一第 <u>109</u> 条)	
第3章 行政文書の作成(第9条-第16条)	第3章 文書の作成等	
第4章 文書の受領等	第2章 本庁の文書の管理	
第1節 文書の受領、配布及び受付(第17条・第18条)	第1節 総則(第 <u><del>11</del>10</u> 条)	
第2節 文書の処理(第19条-第36条)	第2節 文書の作成(第11条―第15条)	
第3節 文書の施行及び発送(第37条-第43条)	第 <u>2-3</u> 節 文書の収受(第 <u>1216</u> 条―第 <u>2023</u> 条)	
第4節 未完結文書の調査等(第44条・第45条)	第 <u>3-4</u> 節 文書の起案及び決裁(第 <u>2124</u> 条―第 <u>2932</u> 条 <u>の 2</u> )	
	第 <u>45</u> 節 文書の施行(第 <u>3033</u> 条一第 <u>3841</u> 条)	
	第5節 文書の整理、保管及び保存(第39条―第47条の5)	
	第3章 出先機関の文書の管理(第48条)	
第5章 行政文書の整理(第46条・第47条)	第4章 公文書の整理(第42条―第44条)	
第6章 行政文書の保存(第48条-第53条)	第5章 公文書の保存(第45条―第49条)	
第7章 行政文書ファイル管理簿(第54条・第55条)	第6章 公文書ファイル管理簿(第50条・第51条)	
第8章 行政文書ファイル等の移管、廃棄又は保存期間の延長(第	第7章 公文書ファイル等の移管、廃棄又は保存期間の延長(第52	
56 条一第 59 条)	条一第 54 条)	
第9章 点検・監査及び管理状況の報告等(第60条-第62条)	第8章 点検及び管理状況の報告等(第55条―第57条)	
第 10 章 研修(第 63 条・第 64 条)	第9章 研修(第58条・第59条)	
第 11 章 雑則(第 65 条・第 66 条)	第 <u>410</u> 章 雑則(第 <u>4960</u> 条 <u>・第 61 条</u> )	
第1章 総則	第1章 総則	
	<del>第1節 通則</del>	
(趣旨)	(目的)	
第1条 この規程は、熊本県行政文書等の管理に関する条例(平成	第1条 この規程は、山形県公文書等の管理に関する条例(平成	

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
23 年熊本県条例第 11 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項	31年3月県条例第14号。以下「条例」という。)第10条第1項	
の規定に基づき、本庁及び地方出先機関における行政文書の管	<u>の規定に基づき、</u> 別に定めるものを除くほか、本庁及び出先機	
理について必要な事項を定めるものとする。	関における <mark>公</mark> 文書の管理について必要な事項を定めることを目	
	的とする。	
(定義)	(用語の意義)	
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当	
れぞれ当該各号に定めるところによる。	該各号に定めるところによる。	
(1) 本庁 熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)第	(1) 本庁 山形県行政組織規則(昭和39年山形県規則第35号)	
3条第1項に規定する部(公室)・部内局・課(グループ)、熊本	(この条において「組織規則」という。) 第4条に規定するも	
県出納局設置規則(昭和 36 年熊本県規則第 54 号)第 2 条に規定	<u>のをいう。</u>	
する課及び熊本県企業局組織規程(昭和 40 年公営企業管理規程	(2) 出先機関 組織規則第6条に規定するものをいう。	
第1号。この条において「組織規程」という。)第6条に規定す	(3) 文書主管課 本庁にあっては、総務部学事文書課、総合支	
る課をいう。	庁にあっては、総合支庁総務企画部総務課(村山総合支庁総	
(2) 地方出先機関 知事の事務部局で本庁以外の機関及び組織	務企画部西村山総務課及び村山総合支庁総務企画部北村山総	
規程第2条第2項に規定する出先機関をいう。	務課並びに置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課を含む。)、	
(3) 広域本部本部組織 県央広域本部(県央広域本部宇城地域振	総合支庁以外の出先機関(出先機関の支所等を含む。)にあっ	
興局、上益城地域振興局、熊本農政事務所及び熊本土木事務所	ては、文書事務を所管する組織をいう。	
を除く。)、県北広域本部(県北広域本部総務部玉名総務課及び		
農林水産部水産課並びに玉名地域振興局、鹿本地域振興局、菊		
池地域振興局及び阿蘇地域振興局を除く。)、県南広域本部(県		
南広域本部八代地域振興局、芦北地域振興局及び球磨地域振興		
局を除く。)及び天草広域本部(天草広域本部天草地域振興局を		
除く。)並びに県北広域本部総務部玉名総務課及び農林水産部水		
産課をいう。		
(4) 振興局 広域本部地域振興局(県央広域本部上益城地域振興		
局にあっては、県央広域本部上益城地域振興局土木部(以下「上		
益城土木部」という。)を除く。)及び上益城土木部をいう。		
(5) 広域本部内部機関 広域本部本部組織、振興局、県央広域本		

	山形県公文書管理規程(改正案)	 備 考
部熊本農政事務所(以下「熊本農政事務所」という。)及び県央 広域本部熊本土木事務所(以下「熊本土木事務所」という。)をいう。 (6) 個別出先機関 広域本部以外の地方出先機関をいう。 (7) 課を置く個別出先機関 部、課又は室を置く個別出先機関をいう。 (8) その他の個別出先機関 課を置く個別出先機関以外の個別出先機関をいう。 (9) 文書管理出先機関 広域本部内部機関、課を置く個別出先機関及びその他の個別出先機関をいう。 (10) 文書 本庁及び地方出先機関において受領し、発送し、又は保存する全ての文書(帳簿、図書等を含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)をいう。 (11) 行政文書 本庁及び地方出先機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、本庁及び地方出先機関の職員が職務と作成し、又は取得した文書であって、本庁及び地方出先機関が保有しているものをいう。ただし、条例第2条第3項各号に掲げるものを除く。 (12) 公文書 本庁及び地方出先機関において職務上作成する全ての行政文書をいう。	(土4) 公文書 本庁及び出先機関の職員が職務上作成し、又は 取得した文書事務の処理に必要な書類 (図画、フィルム等を含 む。)及び電磁的記録写真その他情報が記録された規則で定める 記録媒体を含む(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以 下同じ。)であって、本庁及び出先機関の職員が組織的に用いる ものとして、本庁及び出先機関が保有しているものをいう。た だし、条例第2条第3項各号に掲げるものを除く。	条例の定義に合わせて修正
(13) 行政文書ファイル等 能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの(以下「行政文書ファイル」	(5) 公文書ファイル等 能率的な事務又は事業の処理及び公文 書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する公文 書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一 の集合物にまとめたもの(以下「公文書ファイル」という。)及	

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
という。)及び単独で管理している行政文書をいう。	び単独で管理している公文書をいう。	
(14) 行政文書ファイル管理簿 行政文書ファイル等の管理を適	(6) 公文書ファイル管理簿 公文書ファイル等の管理を適切に	
切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、	行うために、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存	
保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保	期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場	
存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。	所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。	
(16) 電子文書 文書のうち電磁的記録であって、電子計算機に	( <u><del>2</del> 7</u> ) 電子文書 <u>文書のうち</u> 電磁的記録 <del>のうち</del> であって、電子	
よる情報処理の用に供されるものをいう。	計算機による情報処理の用に供されるものをいう。	
(17) 電子決裁 文書管理システムの機能を利用して電子的方式	(38) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電	
により行う電子文書の決裁をいう。	子文書交換システムにより交換される電子文書をいう。	
(15) 文書管理システム 電子計算機を利用して文書の収受、起	( <u>49</u> ) 電子決裁システム 文書の決裁、保存等を行うための電	
案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行	子情報処理組織をいう。	
うシステムで県政情報文書課長が管理するものをいう。	( <u><del>5</del>10</u> ) 起案 決裁を受けるための原案を作成することをいう。	
	( <u><del>6</del>11</u> ) 回覧 起案を必要としないものを単に閲覧に供すること	
	をいう。	
	( <u>-712</u> ) 保存 処理の完結した文書を収納しておくことをいう。	
	( <u>冬13</u> ) 保管 保存のうち、処理の完結した日の属する年度の翌	
	年度の末日まで文書を主務課において収納しておくことをい	
	う。	
(18) 電子署名 電磁的記録に記録することができる情報につい	( <u>9-14</u> ) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電	
て行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するもの	磁的記録に記録することができる情報について行われる措置で	
をいう。	あって、次のいずれにも該当するものをいう。	
ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであるこ	イ 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであるこ	
とを示すためのものであること。	とを示すためのものであること。	
イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認す	ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認す	
ることができるものであること。	ることができるものであること。	
第2章 管理体制	第2 <u>築章 文書</u> 管理 <u>組織体制</u>	
	<u>(文書主管課長の職務)</u>	
	第7条 文書主管課長は、文書の管理に関する事務を総括する。	

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
	2 文書主管課長は、文書の管理に関し、文書取扱主任者及び文 書取扱担当者を指導するものとする。	
(総括文書管理者)	(総括文書管理者)	
第3条 行政文書の適正な管理のため、総括文書管理者を置く。	第3条 公文書の適正な管理のため、総括文書管理者を置く。	実施機関ごとに置く
2 知事の事務部局の総括文書管理者は、総務私学局長をもって充	2 総括文書管理者は、総務部次長をもって充てる。	
て、知事の事務部局に関する第4項に掲げる事務を行う。		
3 熊本県企業局(以下「企業局」という。)の総括文書管理者は、		
企業局次長をもって充て、企業局に関する次項に掲げる事務を		
行う。		
4 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。	3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。	
(1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製	(1) 公文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製	
(2) 行政文書の管理に関する文書管理者との調整及び必要な改	(2) 公文書の管理に関する文書管理者との調整及び必要な改善	
善措置の実施	<u>措置の実施</u>	
(3) 行政文書の管理に関する研修の実施	(3) 公文書の管理に関する研修の実施	
(4) 組織の新設、改正又は廃止に伴う必要な措置の実 施	(4) 組織の新設、改正又は廃止に伴う必要な措置の実施	
(5) この訓令の施行に関し必要な細則の整備	(5) この訓令の施行に関し必要な細則の整備	
(6) その他行政文書の管理に関する事務の総括	(6) その他公文書の管理に関する事務の総括	
(副総括文書管理者)	(副総括文書管理者)	
第 4 条 総括文書管理者を補佐するため、副総括文書管理者を置	第4条 総括文書管理者を補佐するため、副総括文書管理者を置	
< ∘	<u> </u>	
2 知事の事務部局の副総括文書管理者は、県政情報文書課長をもって充てる。	2 副総括文書管理者は、総務部学事文書課長をもって充てる。	
3 企業局の副総括文書管理者は、総務経営課長をもって充てる。		
4 副総括文書管理者は、前条第4項に掲げる事務について総括文	3 副総括文書管理者は、前条第3項に掲げる事務について総括	
書管理者を補佐するものとする。	文書管理者を補佐するものとする。	

能本県	行形士	* 津 答 拝	田田担
115/42/15/15	א אשוו	古官工	4.大兄.小士

# 山形県公文書管理規程(改正案)

# 備考

#### (文書管理者)

- 第 5 条 本庁各課(グループ)及び文書管理出先機関に所掌事務に 関する文書管理の実施責任者として、文書管理者を置く。
- 2 文書管理者は、本庁各課長(知事公室付にあっては、知事公室に置く政策調整監。以下同じ。)及び文書管理出先機関の長(広域本部本部組織にあっては広域本部総務部長(県央広域本部総務部、振興部、税務部、農林部及び土木部にあっては各部の長、県北広域本部総務部玉名総務課及び同広域本部農林水産部水産課にあっては県北広域本部長が別に定める者)、振興局(上益城土木部を除く。)にあっては振興局の局次長)をもって充てる。
- 3 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事 務を行うものとする。
- (1) 保存
- (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
- (3) 行政文書ファイル管理簿への記載
- (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)
- (5) 管理状況の点検等
- (6) 行政文書の作成、整理その他行政文書の管理に関する職員 の指導

## (文書取扱主任等)

- 第6条 本庁各課(グループ)及び文書管理出先機関に文書取扱主 任及び文書取扱担当者を置く。
- 2 文書取扱主任は、本庁にあっては庶務関係を担当する課長補佐 (課長補佐を置かない場合にあっては主幹、課長補佐及び主幹を 置かない場合にあっては参事。以下同じ。)の職にある者、広域 本部本部組織にあっては総務部総務課長(県央広域本部総務部

#### (文書管理者)

- 第5条 本庁の課及び総合支庁の課並びに総合支庁以外の出先機関(出先機関の支所等を含む。以下同じ。)に文書管理者を置く。
- 2 文書管理者は、本庁の課長及び総合支庁の課長並びに総合支 庁以外の出先機関の長(出先機関の支所等にあっては支所等の 長を含む。以下同じ。)をもって充てる。

- 3 文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、その管理する公文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 保存
- (2)保存期間が満了したときの措置の設定
- (3) 公文書ファイル管理簿への記載
- (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)
- (5) 管理状況の点検等
- (6)公文書の作成、文書分類表の作成等による公文書の整理そ の他公文書の管理に関する職員の指導等

## (文書取扱主任者)

- 第<u>86</u>条 本庁の課及び総合支庁の課並びに総合支庁以外の出先 機関に文書取扱主任者を置く。
- 2 文書取扱主任者は、本庁の課にあっては課長補佐又は課長補 佐に準ずる職にある者(これらの者を2名以上置く場合にあっ ては、課長が指名する者)を、総合支庁の課にあっては課長 は課長が指名する者をもって充て、総合支庁以外の出先機関に

#### <文書管理者>

- ・本庁の課→課長
- ・総合支庁の課→課長 ※課内室の場合、庁 舎の内外を問わず、 本課の課長となる
- ・出先機関→出先機関 の長
- ・出先機関の支所等→ 支所等の長

<文書取扱主任者>

- ・本庁の課→課長補佐 又は課長補佐に準 ずる職にある者(2 名以上置く場合は、 課長が指名する者)
- ・総合支庁の課→課長 又は課長が指名す る者

## 熊本県行政文書管理規程

にあっては総務調整課長、同広域本部振興部にあっては振興課長、同広域本部税務部、農林部及び土木部にあっては各部の総務課長、天草広域本部にあっては総務振興課長、県北広域本部総務部玉名総務課及び農林水産部水産課にあっては県北広域本部総務部玉名総務課長)、振興局にあっては総務振興課長(県北広域本部菊池地域振興局及び県南広域本部八代地域振興局にあっては各地域振興局の総務課長、上益城土木部にあっては総務出納課長)、熊本農政事務所及び熊本土木事務所にあっては各事務所の総務課長、個別出先機関にあっては当該個別出先機関の長が職員のうちから指定する者をもって充てる。

- 3 文書管理者は、前項の規定により文書取扱主任を指定したとき は、直ちにその職名及び氏名を副総括文書管理者に通知しなけ ればならない。
- 4 文書取扱担当者は、本庁にあっては課長が庶務関係の職員のうちから指定する者、広域本部本部組織にあっては文書管理者が総務部総務課(県央広域本部総務部にあっては総務調整課、同広域本部振興部にあっては振興課、同広域本部税務部、農林部及び土木部にあっては各部の総務課、天草広域本部にあっては総務振興課、県北広域本部総務部玉名総務課及び農林水産部水産課にあっては県北広域本部総務部玉名総務課)の職員のうちから指定する者、振興局にあっては文書管理者が総務振興課(県北広域本部菊池地域振興局及び県南広域本部八代地域振興局にあっては各地域振興局の総務課、上益城土木部にあっては総務出納課)の職員のうちから指定する者、熊本農政事務所及び熊本土木事務所にあっては文書管理者が各事務所の総務課の職員のうちから指定する者、個別出先機関にあっては当該個別出先機関の長が職員のうちから指定する者をもって充てる。
- 5 文書取扱担当者については、複数の者を指定することができ

### 山形県公文書管理規程(改正案)

あっては出先機関の長が指名する。

- 3 文書取扱主任者は、<u>前条第3項に掲げる事務について文書管</u> 理者を補佐するとともに、次に掲げる事務を行うものとする。
- <u>(1)</u>文書取扱担当者<u>をの</u>指揮監督<u>し、文書の整理及び保存の状</u> <u>況を常に掌握し、</u>
- <u>(2)</u>起案をされた文書(以下「起案文書」という。)<u>をの</u>審査<u>し、</u>
- (3) 山形県公印規程(昭和35年4月県訓令第12号)第7条第4項に規定する審査を行い、文書事務の適正なる管理及び運営 に努めなければならない。

(文書取扱副主任者)

第<u>97</u>条 文書取扱主任者の事務を補助させるため文書取扱副主任者を置き、本庁の課にあっては庶務係長(庶務係長を置かない課にあっては、課長の指名する職員)をもって充て、総合支庁の課にあっては課長が、総合支庁以外の出先機関にあっては出先機関の長が指名する。

(文書取扱担当者)

- 第 <u>108</u>条 本庁の課及び出先機関(別表第1号2出先機関の項の 表出先機関名の欄に掲げる出先機関等をいう。以下同じ。)に文 書取扱担当者を置く。
- 2 文書取扱担当者は、本庁の課にあっては課長が、出先機関にあっては出先機関の長が指名する。
- 3 文書取扱担当者は、文書取扱主任者の指示を受けて、次に掲 げる事務を行うものとする。
- (1) 文書の収受<u>、(担当者が直接送達を受けた電子文書の収受を</u> 除く。)
- (2) 発送の手続、(担当者が直接発送する電子文書の発送の手続 を除く。)
- (3) 整理及び保存の文書事務 (担当者が直接送達を受けた電子

### 備考

- ・出先機関→出先機関 の長が指名する者
- ・出先機関の支所等→ 支所等の長が指名 する者
- ※総合支庁の課長は、 「文書管理者」と 「文書取扱主任者」 を兼ねるため、「指 名する者」も可とす

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備	考
る。	文書の収受及び直接発送する電子文書の発送の手続を除く。)		
(文書取扱主任等の職務)	<del>を処理する。</del>		
第7条 文書取扱主任は、文書管理者の命を受けて、その課(グル			
ープ)又は文書管理出先機関における次に掲げる事務を処理す			
る。			
(1) 文書の収受及び配布に関すること。			
(2) 電子署名に関すること。			
(3) 文書の審査に関すること。			
(4) 文書事務の改善及び指導に関すること。			
(5) 文書の整理、保存等に関すること。			
(6) 保存文書の引継ぎに関すること。			
(7) その他文書の取扱いに関すること。			
2 文書取扱担当者は、文書取扱主任の職務を補助するとともに、			
文書取扱主任が不在のときは、前項各号に掲げる事務を処理す			
る。			
(職員の責務)	(職員の責務)		
第8条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び規則	第9条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び規則		
等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文	等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、公文書		
書を適正に管理しなければならない。	を適正に管理しなければならない。		
第3章 行政文書の作成	第3章 文書の作成等		
	第1節 総則		
	(事務処理の原則)		
	第 <mark>310</mark> 条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。		
	2 文書による事務の処理は、別に定めるところにより、起案に		
	より決裁を受け、又は回覧をすることにより行う。		
	3 文書による事務の処理は、迅速、かつ、適正に行わなければ		
	ならない。		

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
	第2節 文書の作成	
(行政文書作成の義務)	(文書作成の義務)	
第9条 職員は、文書管理者の指示に従い、条例第4条の規定に	第11条 職員は、文書管理者の指示に従い、条例第4条の規定に	
基づき、条例第 1 条の目的の達成に資するため、経緯も含めた	基づき、条例第1条の目的の達成に資するため、経緯も含めた	
意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付	意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付	
け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微な	<u>け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微な</u>	
ものである場合を除き、文書を作成しなければならない。	ものである場合を除き、文書を作成しなければならない。	
(行政文書の作成)	(別表第3号の業務に係る文書の作成)	
第10条 知事が保有する行政文書の管理に関する規則(平成24年	第12条 別表第3号に掲げられた業務については、当該業務の経	
熊本県規則第 26 号。以下「管理規則」という。)別表の各項の	緯に応じ、同表の公文書の類型を参酌して、文書を作成するも	
性質区分欄に掲げる事項について当該各項の業務の区分欄に掲	<u>のとする。</u>	
げる業務を行うときは、当該各項の文書の類型欄に掲げる文書		
の類型を参酌して文書を作成しなければならない。		
(適切・効率的な文書作成)	(適切・効率的な文書作成)	
「総務省行政文書管理規則」第 14 条	第 13 条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するた	規程第13条
2 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、	め、その内容について原則として複数の職員による確認を経た	総務省行政文書管理規 則第 14 条第2項に準
その内容について原則として複数の職員による確認を経た	上で、文書取扱主任者が確認するものとする。作成に関し、上	じて規定
上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局	位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認	
長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った	<u>も経るものとする。</u>	
者の確認も経るものとする。		
	(文書記述の原則)	<熊本県>
第11条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の	第 <u>414</u> 条 文書 <u>をの</u> 作成 <u>するとき</u> に当たっては、常用漢字表(平	第 11 条~第 45 条 <本県>
情報については、文書管理システム等を活用して、職員の利用	成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第	第 14 条~第 41 条
に供するものとする。	1号) 及び、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及	⇒文書事務について の規定
2 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2	び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりや	の規定   <b>※</b> 本県の文書事務は、
号)、現代仮名遣い(昭和 61 年内閣告示第 1 号)、送り仮名の付	すい用字用語で的確かつ簡潔 <u>平易、簡素、かつ、明確に表現す</u>	原則、現行のままと

るように努めに記載しなければならない。

文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報

する

け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内

閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
に記載しなければならない。	については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものと	
(公文書の種類)	する。	
第12条 公文書の種類は、次のとおりとする。	23 文書は、次の各号に掲げるものを除き、左横書きとする。	
(1) 法規文 ア 条例 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 14 条の規定に		
より制定するものをいう。	(2) 他の官庁で様式を縦書きと定めたもの	
イ 規則 地方自治法第 15 条の規定により制定するものをい		
j.	(3) 総務部学事文書課長(以下「文書主管学事文書課長」とい	
(2) 公示文 ストラー オート オート オート オート オート オート オート オート オート オー	う。)が特に縦書きを適当と認めたもの	
ア 告示 法令の規定又は職務上の権限に基づき、処分し、又 は決定した事項を一般に公示するものをいう。	(文書取扱いの原則)	
イ 公告 告示以外で一定の事項を一般に公示するものをい	第 <u><del>515</del></u> 条 文書は、常に <u><del>ていねい</del>丁寧</u> に取 <u>り</u> 扱うとともに、その	
う。	受渡しを確実に行 <u>な</u> い、汚損が <mark>はなは甚</mark> だしいときは、適宜の	
(3) 令達文	方法により補修し、常に文書の内容が明らかであるようにして	
ア 訓令 知事が所属の機関又は職員に対して将来例規となる べきことを指揮命令するものをいう。	おかなければならない。	
イ 管理規程 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10	- (秘密保持の原則)-	
条の規定により制定するものをいう。	第6条2 秘密文書は、特に細密な注意を払って取り扱い、部外	
ウ 達 特定の個人、法人又は団体に対して権限に基づいて命	の者の目に  か触れる  箇所に  放置しては ならない。	
令、禁止、取消し等の処分をするものをいう。 エ 指令 特定の個人、法人又は団体の申請、願い出等に対し		
工 指す 特定の個人、伝人又は団体の中間、願い山寺に別し て許可、認可、承認等をするものをいう。	他確実が古法により処理したければからかい。これを作成する担	
(4) 通達文	合に用いた原稿その他のものについても、また同様とする。	
ア 通達 所属の機関又は職員に対して事務処理上の方針、細		
目等を指示するものをいう。	第3節 文書の収受	
イ 依命通達 知事が自己の名をもって所属の機関又は職員に 対して通達すべき事項をその補助機関が知事の命を受けて当	3/10 + 7/1/1 */ X   */	
該補助機関名をもって行うものをいう。	<u>第1節 総則</u>	
(5) 往復文 照会、回答、請求、督促、諮問、答申、報告、協議、	(文書主管課における文書事務)	
申請、建議、進達、副申、具申、内申、勧告、通知、送付、	第 <u>1116</u> 条 <u>総務部学事文書課(以下「</u> 文書主管課 <u>」という。)</u> に	
依頼等をいう。 (6) 内部文 伺い、復命書、供覧、事務引継書等をいう。	おいては、本庁及び総合支庁(総合支庁の庁舎以外の庁舎にあ	
(7) その他の公文 議案文、証明文、契約文、表彰文、儀式文等	る課を含む。以下この章において同じ。)並びに総合支庁以外の	
前各号に掲げる公文書以外の公文書をいう。	出先機関(出先機関の支所等を含む。以下この章において同じ。)	
2 公文書の書式等については、総括文書管理者が定める。	の文書管理に関する次の各号に掲げる事務を処理する。	
(公文書の左横書き及び書式) 第13条 公文書は、左横書きとしなければならない。ただし、次		
第13 来 公文音は、左傾音さとしなりればならない。 たたし、次 に掲げるものは、この限りでない。	(1) 心圧で入りに入自(工物味(但该心圧で入りに入首で际	

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
無本原行政义書官理規程 (1) 法令の規定により様式を縦書きと定められているもの (2) 他の官公署で様式を縦書きと定めたもの (3) 表彰文、儀式文その他県政情報文書課長(企業局にあっては、総務経営課長。以下この章から第6章までにおいて同じ。)が縦書きを適当と認めたもの (文書の取扱い) 第14条 文書の取扱いは、責任を明らかにして、的確かつ迅速に行われなければならない。 2 職員は、文書を常に丁寧に取り扱うとともに、受渡しを確実に行い、汚損し、又は紛失しないように注意するものとする。 (公文書の記号及び番号) 第15条 次の各号に掲げる公文書には、当該各号に定めるところにより記号及び番号を付けることが適当でないものについては、この限りでない。 (1) 条例、規則 県名を冠し、それぞれ県政情報文書課備付けの別記第1号様式による条例番号簿、規則番号簿により番号を付ける。 (2) 告示、公告及び訓令 知事の事務部局にあっては県名を冠し、企業局にあっては局名を冠し、それぞれ県政情報文書課(企業局にあっては、総務経営課。以下この章及び次章において同じ。)備付けの別記第1号様式による告示番号簿、公告番号簿、公告番号簿(別記第1号様式)により番号を付ける。 (3) 管理規程 熊本県公営企業を冠し、総務経営課備付けの管理規程番号簿(別記第1号様式)により番号を付ける。 (4) 達 知事の事務部局にあっては県名と地方出先機関名を冠し、企業局にあっては局名を冠し、県政情報文書課又は各地方出先機関名を冠し、企業局にあっては局名を冠し、県政情報文書課又は各地方出先機関名を冠し、原政情報文書課又は文書管理出先機関(企業局の地方出先機関を除く。)備付けの指令番号簿(別記第3号様式)により番号を付ける。 (5) 指令 知事の事務部局にあっては県名を冠し、別表第1に掲名を冠し、県政情報文書課又は文書管理出先機関(企業局の地方出先機関を除く。)備付けの指令番号簿(別記第3号様式)により番号を付ける。ただし、文書管理システムに登録することにより番号を付ける。ただし、文書管理システムに登録することにより番号を付ける。ただし、文書管理システムに登録することにより番号を付ける。ただし、文書管理システムに登録することにより番号を付ける。ただし、文書管理システムにより難い場合には、受付発送簿(別記第4号様式)により番号を付ける。	(2) を受領し、文書取扱担当者に配 <del>何布</del> すること。 (2) 親展、書留、小包等により発送する文書、電子文書等その性質又は目的が文書主管課において封入、包装又は発送をするのに適しないものを除き、文書を封入し、包装し、及び発送すること。 第2篇 文書の配 <del>位</del> 布) 第 <u>1217</u> 条 文書(電子文書を除く。)の送達を受けたときは、文書主管課において封皮により主務課を確認し、直ちに主務課の文書取扱担当者に配 <del>位布</del> しなければならない。ただし、封皮のみでは主務課が確認できないものについては、開封の上、封皮を添えて配 <del>位</del> 布しなければならない。ただし、対力皮を添えて配 <u>付布</u> しなければならない。ただし、対力皮を添えて配 <u>付布</u> でものとする。 2 書留の取扱いによる文書の送達を受けたときは、文書主管課において、封皮に受付日付印(別記様式第1号)を押し、書留文書送達簿(別記様式第2号)に所要事項を記入し、及び主務課の文書取扱担当者に配 <del>位布</del> する際に受領印を書留文書送達簿に徴しなければならない。 3 総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、直ちに山形県基幹高速通信ネットワークで運用される電子メールにより主務課の文書取扱担当者に配布しなければならない。 第 1318条 文書取扱担当者は、文書の配付布を受けたとき及び直接文書の送達を受けたときは、収受の手続をとる必要がないと文書取扱主任者が認める文書を除き、当該文書の余白(ファクシミリ装置を用いて送信された文書及び電子文書にあっては当該文書を用紙に出力したものの余白)に受付日付印を押さなければならない。 2 直接文書の送達を受けた者は、前項の規定の例により当該文書を収受しなければならない。	/佣 - 存

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
2 前項第1号から第3号に掲げる公文書の番号は、毎年1月1日	第 <u>1319</u> 条 <u>の 2</u> 文書取扱担当者は電子署名が行われた総合行政ネ	
に始まり、12月31日に終わるものとし、同項第4号から第6号 までに掲げる公文書の番号は、毎年4月1日に始まり、翌年3	ットワーク文書の送達を受けたときは、電子署名の検証を行う	
月31日に終わるものとする。この場合において、番号は、その	とともに、当該文書を用紙に出力したものの余白に朱書きで「電	
事件の完結するまで同一年度内は同一番号を使用し、往復の回	子署名検証済」と記入し、証明印を押印しなければならない。	
数に従うなど必要に応じて、順次支号を付けるものとする。	(誤って配 <del>は布</del> された文書の取扱い)	
3 第1項各号に掲げる公文書以外の公文書で記号及び番号を付け		
る必要があるものは、あらかじめ県政情報文書課長の承認を得	第 1420条 文書取扱担当者(直接文書の送達を受けた者を含む。	
て、本庁各課(グループ)又は文書管理出先機関備付けの番号簿 によって記号及び番号を付けることができる。	第 <u>17</u> 次条において同じ。)は、誤って文書が配布されたとき又	
4 指令又は往復文で特に必要があるものは、前項の規定に準じ	は送達されたときは、これを当該文書の主務課が明らかなとき	
て、記号及び番号を付けることができる。	は当該主務課に、明らかでないときは文書主管課に回付しなけ	
(公文書の記名)	ればならない。	
第16条 知事の事務部局の本庁における外部に対する公文書の記	第 15 条及び第 16 条 削除	
名は、原則として知事名(法令の規定に基づき県名を用いるもの とされているものについては県名)を用いるものとし、通達文、	(収受した文書の処理)	
往復文等で軽易なものについては、副知事名、知事公室長名、		
部長名又は会計管理者名を用いることができる。ただし、往復	第 <u>1721</u> 条 文書取扱担当者は、収受した文書で次に掲げるものに	
文等で特に軽易なものについては、部内局長名、危機管理監名、	ついては、文書取扱主任者に、その他の文書については、担当	
課長名又は政策調整監名を用いることができる。	の係長等(以下「担当係長」という。)又は名あて者に配 <mark>仕布</mark> し	
2 知事の事務部局の文書管理出先機関における外部に対する公本書の記れば、火港本書祭理出生機関の長/広ば古報書報報報	なければならない。	
文書の記名は、当該文書管理出先機関の長(広域本部本部組織及 び振興局にあっては部長を含む。)の専決に係る達、指令及び契	(1) 許可、認可等に関する文書	
約文並びに法令の規定により知事名を用いなければならないも	(2) 不服申立書	
のについては知事名を、その他のものについては地方出先機関	(3) 次に掲げる文書 (課長が軽易と認めるものを除く。)	
の長名を用いるものとする。ただし、振興局、熊本農政事務所	イ 中央官庁関係の通知で市町村又は県民等に対する周知が	
又は熊本土木事務所における往復文等で軽易なものについて		
は、振興局長名、熊本農政事務所長名又は熊本土木事務所長名 を用いることができる。	必要なもの	
3 企業局における外部に対する公文書の記名は、総括文書管理者	ロ 市町村又は県民等からの申請又は協議に係る文書	
が別に定めるところによる。	ハ 補助金等の交付、債権の免除若しくは猶予、貸付金の貸	
第4章 文書の受領等	付又は各種証明書の交付に係る文書	
第1節 文書の受領、配布及び受付	(4) 前3号に掲げる文書のほか、課長が重要と認める文書	
(文書の受領) 第17名 周77時によれませ、周77年和本書親長(大声の名親(だ	2 文書取扱主任者は、前項の規定により文書の配 <mark>件布</mark> を受けた	
第17条 県に到達した文書は、県政情報文書課長(本庁の各課(グループ)に直接到達した文書にあっては当該課(グループ)の長、	ときは、収受文書管理簿(別記様式第2号の2)に所要事項を	
文書管理出先機関に到達した文書にあっては当該株(グルーグ)の長、	記入し、定例なものを除き、課長に提示して処理上の指示を受	
機関の文書取扱主任。以下この項及び次条において「文書受領		

機関の文書取扱主任。以下この項及び次条において「文書受領

	熊本県行政文書管理規程	
者にお た文書: 2 郵便料 れるも	いう。)において受領するものとする。ただし、文書受領いて受領することが適当でない場合は、その旨を記載しを付けて転送又は返送の手続をしなければならない。  金が未納又は不足の文書は、公務に関係があると認めらのに限り、その未納又は不足の料金を納めて受領するこ	CO.
とがで	<u>දී වූං</u>	24

- 3 勤務時間外の文書の受領については、別に定める。(文書の配布及び受付)
- 第 18 条 文書受領者のうち、県政情報文書課長は前条の規定により受領した文書を県政情報文書課備付けの文書配布箱に入れて本庁の各課(グループ)並びに県央広域本部総務部及び振興部の文書取扱主任に、広域本部内部機関の文書取扱主任(県央広域本部総務部及び振興部の文書取扱主任を除く。)はその所属する課備付けの文書配布箱に入れて当該広域本部内部機関の各課長に、課を置く個別出先機関の文書取扱主任は当該個別出先機関の各課(部又は室を含む。)の長に配布しなければならない。ただし、書留郵便物については、県政情報文書課(広域本部内部機関及び課を置く個別出先機関にあっては文書取扱主任が所属する課)備付けの書留受付簿(別記第 5 号様式)に所要事項を記載し、各課(グループ)の文書取扱主任(広域本部内部機関及び課を置く個別出先機関にあっては、各課長。以下この条において「文書取扱主任等」という。)の受領印を徴したうえで直接配布しなければならない。
- 2 文書受領者は、文書が 2 以上の課(本庁のグループ又は文書管理出先機関の部若しくは室を含む。)に関連するものであるときは、その関係の最も深い課(本庁のグループ又は文書管理出先機関の部若しくは室を含む。)の文書取扱主任等に配布しなければならない。
- 3 前2項の規定により配布を受けた文書取扱主任等は、配布を受けた文書が、その課(本庁のグループ又は文書管理出先機関の部若しくは室を含む。)の所管に属しないとき、又は所定の手続を経ていないときは、直ちに文書受領者に回付しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定により配布を受けた文書取扱主任等は 文書受領者から配布された文書の余白に、その他の個別出先機 関の文書取扱主任は受領した文書の余白に、各課(本庁のグルー プを含む。個別出先機関にあっては、個別出先機関)備付けの受 付日付印(別記第6号様式)を押し、必要と認めるものについて

## 山形県公文書管理規程(改正案)

け、担当係長に配<mark>付布</mark>しなければならない。

3 担当係長は、前項の規定により起案を要する文書の配<u>付布</u>を 受けたときは、起案者に処理期限及び合議の有無等必要な事項 を示して、当該文書を配<mark>付布</mark>しなければならない。

## 第 18 条 削除

(勤務時間外の文書の取扱い)

- 第<u>1922</u>条 勤務時間外に送達された文書(電子文書を除く。)は、主務課長の指名する者<u>(宿日直員を置く出先機関にあっては宿日直員、宿日直員を置かない出先機関にあっては出先機関の長の指名する者をいう。)</u>において受領し、次の各号により処理し、文書取扱担当者に引き継がなければならない。
  - (1) 内容証明及び配達証明並びに持参人が権利の得喪に関係 ある旨を表明した文書は、当該文書の封皮又は余白に到着の 日時を記入しておくこと。
  - (2) 書留の取扱いによる文書は、書留文書送達簿に所要事項を記入すること。
  - (3) 前2号以外の文書は、結束しておくこと。
- 2 前項に規定する主務課長の指名する者は、受領した文書で緊 急の処理を要すると認められるものは、直ちに名あて者又は関 係者に連絡しなければならない。

(郵便料金の不足又は未納の文書の取扱い)

第 <u>2023</u>条 文書主管課又は前条第1項に規定する主務課長の指名する者において郵便料金の不足又は未納の郵便物の送達を受けたときは、発信者が官公庁であるとき又は公務に関し特に必要と認めたときに限り、その不足又は未納の料金を支払って受領することができる。

第34節 文書の起案及び決裁

(文書の起案)

備考

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備	考
は、文書管理システムに所要事項を登録しなければならない。	第 <del>21</del> 24 条 文書の起案をするときは、起案用紙 (別記様式第 3 号)		
ただし、文書管理システムを利用できないことその他の理由に			
より文書管理システムにより難い場合には、受付発送簿(その他の個別出先機関にあっては、書留受付簿を含む。)に所要事項を			
の個別国元級国にあっては、盲曲文内存を占む。)に別奏事項を記載しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用して文書		
前項の受付発送簿は、県政情報文書課長(文書管理出先機関に			
あっては、文書取扱主任)が各課(本庁のグループを含む。個別			
出先機関にあっては、個別出先機関)に備え置くものとし、本庁			
の文書取扱主任にあっては、毎年6月20日までに、その前年度			
分の受付発送簿を、県政情報文書課長に提出しなければならない。	いて処理することができる。		
・。 第1項又は第2項の規定により配布を受けた文書取扱主任等は	4 <del>文書主管課長</del> 学事文書課長は、例文伺登録簿(別記様式第 5		
配布を受けた文書を、その他の個別出先機関の文書取扱主任は			
受領した文書を、直ちに本庁、広域本部内部機関及び課を置く	14 16 12 4 2 4 2 1 2		
個別出先機関にあっては当該業務を担当する課長補佐(業務の	,		
担当を命ぜられた主幹又は参事を含む。以下同じ。)又は当該業務を担当する課長補佐を経て主務者に、その他の個別出先機関			
務を担当りる課女補佐を経て主務有に、その他の個別田元機関 にあっては受領印を徴したうえで主管係長又は主務者に交付し	仏(たなりることがくさる。		
なければならない。	<u>第 22 条 削除</u>		
主務者は、文書管理システムを利用して到達した文書のうち収	(起案文書等の処理)		
受の処理が必要と認めるものを文書管理システムに登録するも	第 <del>23</del> 25 条 文書取扱担当者は、起案文書で課長の査閲を受けたも		
のとする。	のの回付を受けた場合は、当該起案文書を次の査閲又は合議に		
文書取扱主任等及びその他の個別出先機関の文書取扱主任は、文書管理システムを利用して到達した文書が課(本庁のグルー			
文書官建ジステムを利用して到達した文書が課(本月のケルー プを含む。文書管理出先機関にあっては、文書管理出先機関)の			
所掌に係るものでないときは、速やかに文書管理システムによ	2 前気の死たは、前及(向及を占む。)右しては次及人はこれら		
り当該文書を発信元へ差し戻すものとする。	に相当する職にある者の査閲を受けた起案文書の処理について		
2節 文書の処理	準用する。		
心理方法)	第 <u>2426</u> 条 決裁が終わった起案文書(以下「決裁文書」という。)		
19条 本庁、広域本部内部機関及び課を置く個別出先機関の業務なおとれる。			
務を担当する課長補佐若しくは主務者又はその他の個別出先機 関の主管係長若しくは主務者は、前条第 6 項の規定により文書	4		
関の主音係及右じくは主張有は、前未第 6 頃の焼足により文音 の交付を受けたとき、又は同条第 7 項の規定により文書を登録			
したときは、速やかに起案その他必要な措置をとらなければな			

(文書の起案)

受けなければならない。

らない。ただし、重要な文書又は上司の指示を受けて処理する ことが適当と認められる文書は、直ちに上司の閲覧又は指示を

第 2527 条 起案文書で次の各号に掲げる事項を内容とするもの

は、文書主管課長学事文書課長に合議しなければならない。

(法令案の合議)

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
第20条 文書の起案は、県政情報文書課長の定めるところにより、 文書管理システムの電子的方式による起案又は文書管理システ	(1) 拉耳沙州水区房,3000	
ムで出力する起案用紙による起案のいずれかにより行わなけれ	(2) 条例、規則、告示、公告(山形県公報に登載することが必	
ばならない。	要なものに限る。) 及び訓令 (第 <u><del>2125</del></u> 条第3項の規定による承	
2 前項の規定にかかわらず、文書管理システムを利用できないことその他の理由により文書管理システムにより難い場合には、	認を受けたものを除く。)に関するもの	
文書管理システムによりずに起案用紙(別記第7号様式又は別記	(3) 不服申立て及び訴訟に関するもので重要なもの	
第8号様式)を用いて起案することができるものとする。	(4) 契約に関するもので重要なもの	
3 次に掲げるもの及び前2項によることが適当でない場合であっ	(5) その他重要、異例、新例に属するもの	
て、主管課長(その他の個別出先機関にあっては、主務者)があらかじめ、県政情報文書課長(文書管理出先機関にあっては、	2 <del>文書主管課長</del> 学事文書課長は、必要と認めるときは、主務課	
文書取扱主任)に協議して別に定めるものについては、前2項の		
規定は、適用しない。	3 文書主管課長学事文書課長は、条例、規則、その他の規程の	
(1) 軽易なもので文書の余白に処理案を朱書して処理できるも	制定及び改廃について必要があると認めるときは、主務課長に	
の (2) 定例的なもので所定の簿冊に要旨を記入して処理できるも		
(2) 足例的なもので別足の傳順に安日を記べして延生できるも	(意見調整)	
(例文の設定)	第 9090 久 地の如(今記巳か今)。 NI T 日 N ) フ は 細の 正党 東	
第21条 例文を設定する必要があるときは、主管課長(その他の		
個別出先機関にあっては、主務者)は、あらかじめ県政情報文書 課長(文書管理出先機関にあっては、文書取扱主任)と協議して		
定めることができる。	は、他未入首による日成の力がによりこれでするものとする。	
(起案の方法)	ただし、あらかじめ事前協議の方法によりこれをすることによ	
第22条 文書を起案するに当たっては、その内容が適法かつ適当	って起案文書による合議に替えることができる。	
なものであるとともに、その表現が正確かつ明瞭であるようにしなければならない。	(合議文書の処理)	
2 起案の具体的方法は、次によらなければならない。	第 <u>2729</u> 条 起案者は、合議を経た後に当該合議に係る事項を変更	
(1) 電子決裁によらない場合において、訂正したときは、起案者	しようとするとき、又は決裁の趣旨が当初の起案と異なるとき	
は、訂正箇所に押印すること。	は、合議をした部課長にその経過を報告しなければならない。	
(2) 公文書の書式が定められているものは、これによること。	2 合議を受けた部課で、当該合議に係る事項の処理の結果を知	
(3) 必要により簡単な起案理由、関係法令、参考となる事項又は 資料を添付すること。	る必要があるときは、起案文書のその部課名の上部に「要再告」	
(4) 電報案は、特に簡明にし、略号又は符号のあるものはこれを	と朱書きしておかなければならない。この場合において起案者	
用い、案文に振り仮名及び余白に総字数を記載すること。	は、この如無に火勢車項の知冊の紅甲な知件したければれるよ	
(5) 前各号に定めるもののほか、総務私学局長が特に必要と認めておこれを東西	は、この呼吸に当めず気の必性の耐木を散立しなりもはなりな	

い。

(決裁の促進)

て指示した事項

第23条 起案した文書(以下「回議案」という。)のうち次の各号

(取扱区分の表示)

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
に掲げるものは、当該各号に掲げる表示を文書管理システムに登録し、又は起案用紙の取板区分欄に記入しなければならない。 (1) 県公報に登載するもの「県公報登載」 (2) 例規とするもの「例規」 (3) 公印を省略するもの「公印省略」 (4) 電子署名を省略するもの「金印省略」 (4) 電子署名を省略するもの「電子署名省略」 (5) 新聞に掲載するもの「新聞掲載」 (6) ラジオ又はテレビ放送とするもの「放送」 (7) 秘密を要するもの「秘」 (8) 書留郵便物とするもの「書留」 (9) 速達郵便物とするもの「電報」 (10) 電報とするもの「電報」 (11) その他特殊郵便とするもの「配達証明」・「内容証明」等 (12) 例文を設定しているもの「例文設定」 (13) 急施を要するもの「至急」 (決裁区分の表示) 第24条 本庁における回議案には、次の各号に掲げる決裁区分に応じ、当該各号に定める表示を文書管理システムに登録し、又は起案用紙の決裁区分欄に記入しなければならない。 (1) 知事の決裁を要するもの「知事」 (2) 副知事」 (3) 部長又は公室長限りで決裁するもの「部長」又は「公室長」 (4) 会計管理者限りで決裁するもの「高長」 (6) 政策審議監限りで決裁するもの「局長」 (6) 政策審議監限りで決裁するもの「后機管理監」 (9) 出納局長限りで決裁するもの「加納局長」 (10) 課長又は政策調整監」 (11) 担当課長補佐(主幹・参事)限りで決裁するもの「担当課長補佐(主幹・参事)] (2) 原長限りで決裁を号に定める表示を文書管理システムに登録し、又は起案用紙の決裁区分欄に記入しなければならない。 (1) 本部長の決裁を号に定める表示を文書管理システムに登録し、又は起案用紙の決裁区分欄に記入しなければならない。 (1) 本部長の決裁をするもの「局長」 (3) 所長限りで決裁するもの「所長」	第 2830 条 決裁者は、起案文書の回付を受けたときは、遅滞なく 決裁を終えるように努めなければならない。 (持ち回り決裁等) 第 2931 条 起案文書のうち緊急に処理する必要があるもの、秘密を要するものその他重要なものについては、起案者その他起案に係る事項について説明できる者が起案文書を持ち回って決裁を受けることができる。 第 2932 条の2 起案文書について緊急等やむを得ない事情により、りん議を経ず他の方法により決裁を受けて事務の処理を行った場合は、処理経過等を明らかにしておかなければならない。 第 45節 文書の施行 (記号及び番号) 第 3933 条 決裁文書に基づいて施行する文書 (以下「施行文書」という。)には、次の各号により記号及び番号を付けなければならない。 (1) 条例、規則、告示及び訓令には、それぞれ「山形県」の文字を冠し、その種類ごとに法令番号簿 (別記様式第6号)により歴年による一連番号を付けること。 (2) 訓、内訓、庁達、達及び指令には、その種類ごとに別表第1号による一連番号を付けること。 (3) 前2号に規定する文書以外の文書には、別表第1号による一連番号を付けること。 (3) 前2号に規定する文書以外の文書には、別表第1号による記号及び会計年度による一連番号を付けること。 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる文書で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める方法で処理することができる。 (1) 辞令、賞状、契約書その他これらに類する文書 記号及び	VIII ~7

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
(4) 部長限りで決裁するもの「部長」	番号を省略する方法	
(5) 課長限りで決裁するもの「課長」	(2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第122条	
3 課を置く個別出先機関における回議案は、当該個別出先機関の		
処務規程により決裁区分が設けられている場合は、前 2 項の規 定の例により当該個別出先機関の長が定める表示を文書管理シ	第3項に規定する電子入札に係る文書記号及び番号を省略し、	
たの例により当該個別田元機関の長がためる表示を又青官建ジ ステムに登録し、又は起案用紙の決裁区分欄に記入しなければ	当該電子入札に使用する同条第2項に規定する電子情報処理	
ならない。	組織により付される番号を用いる方法	
(回議)	(3) 電子決裁システムを使用した文書 電子決裁システムに	
第25条 本庁における担当課長補佐(主幹、参事)決裁の回議案は、	より付される記号及び番号を用いる方法	
関係課員に回議した後、担当課長補佐(主幹・参事)の決裁を、	(4) 文書の内容が軽易と認められるもの 番号を省略し、号外	
その他の回議案は、関係課員及び担当課長補佐(主幹・参事)に		
回議した後、上司の決裁を受けなければならない。	とする方法	
2 広域本部内部機関における課長決裁の回議案は、関係課員及び 業務を担当する課長補佐に回議した後、課長の決裁を、その他	(文書番号の管理)	
業務を担当する課長補佐に回議した後、課長の依頼を、その他の回議案は、関係課員、業務を担当する課長補佐及び課長に回	第3134条 文書の番号は、次の各号に掲げる区分に従って、当該	
議した後、上司の決裁を受けなければならない。	各号に定める課が管理しなければならない。	
3 課を置く個別出先機関における回議案は、関係課員、係長及び	(1) 条例、規則、告示、及び訓令に係るもの <del>文書主管課</del> 学事	
課長に回議のうえ、個別出先機関の長の決裁を受けなければな	文書課	
らない。		
4 その他の個別出先機関における回議案は、関係者に回議した	(2) その他の文書に係るもの 主務課 (総合支庁の庁舎以外の	
後、個別出先機関の長の決裁を受けなければならない。 5 回議案は、電子決裁によらずに回議する場合には、課長又は起	庁舎にある課にあっては主務課)(出先機関にあっては文書事	
まる。 家者若しくは内容を説明することができる者が持ち回り、上司	務を所管する組織)	
の決裁を受けなければならない。ただし、特に軽易な回議案に	(決裁文書の処理)	
ついては、この限りでない。	第3235条 施行文書には、施行年月日を記入しなければならない。	
(合議)	2 起案者は、施行文書に番号を付けたときは、当該施行文書に	
第26条 知事の事務部局の本庁にあっては、部(公室・局)内の他		
課(グループ)に関係のある回議案は、関係課長及び関係部内局	係る番号及び施行年月日を、当該施行文書に係る決裁文書及び	
長に合議した後、主管部(公室・局)長に回議しなければならない。	文書番号簿(別記様式第7号)に転記しなければならない。た	
2 知事の事務部局の本庁にあっては、他の部(公室・局)内の課(グ	だし、電子決裁システムその他の電子情報処理組織により番号	
ループ)に関係のある回議案は、主管部(公室・局)・部内局・課	が付されるときは、文書番号簿に転記することを要しない。	
長に回議した後、関係部(公室・局)・部内局・課長に合議しな	(文書の浄書)	
ければならない。	第3336条 文書の浄書は、主務課において行う。	
3 広域本部内部機関にあっては、部内の他課に関係のある回議案		
は、関係課長に合議した後、主管部長に回議し、他の部内の課	2 前項の規定にかかわらず、文書の印刷機による浄書は、文書	
に関係のある回議案は、主管部長に回議した後、関係部課長に	<del>主管課長</del> 学事文書課長が別に定めるところにより <u>文書主管課学</u>	

合議しなければならない。

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
4 課を置く個別出先機関にあっては、他課に関係のある回議案は、主管課長に回議した後、関係課長に合議しなければならない。	<u>事文書課</u> において行うものとする。 (公印の押印)	
5 企業局にあっては、他課に関係がある回議案は、関係課長に合議しなければならない。 (回議又は合議における訂正) 第27条 電子決裁による場合を除き、回議案の回議又は合議(その他の個別出先機関にあっては、回議)を受けた者が、その記載事項のうち、金額その他重要な事項を訂正するときは朱書し、訂正者は、訂正箇所に押印しなければならない。	第 3437 条 施行文書(電子文書を除く。)には、山形県公印規程に定める手続に従い公印を押印しなければならない。ただし、発送部数の特に多いものについては、同訓令第8条に規定する手続に従い、公印の押印に代えて公印の印影を印刷することができることとし、次に掲げる文書については、原則として公印の押印を省略するものとする。	
(合議における調整) 第28条 前条の規定により合議を受けた本庁の部(公室・局)・部内局・課(グループ)、広域本部内部機関又は課を置く個別出先機関の課において訂正するときは、本庁にあっては主管部(公室・局)・部内局・課(グループ)に、広域本部内部機関又は課を置く個別出先機関にあっては主管課に協議しなければならない。この場合において、協議が整わないときは、上司の指示を受けて処理しなければならない。 (後閲)	(1) 書簡文書等押印しないことが通例とされる文書 (2) 往復文書(法令上の効力を有するもの等その内容が特に重要なものを除く。) (3) 前2号に掲げる文書のほか、文書主管課長学事文書課長が特に公印の押印を省略することを適当と認めた文書 2 前項ただし書の規定により公印の押印を省略する場合は、必	
第29条 電子決裁による場合を除き、回議又は合議(その他の個別出先機関にあっては、回議)を受けた事項について、代決した場合は、代決者は、回議案の当該箇所の上部に「後閲」と朱書しなければならない。 2 前項の規定により代決した回議案は、上司の登庁後、遅滞なく	要に応じて、施行文書の発信者名の下に「(公印省略)」と表示するものとする。 (電子署名の実施) 第 <u>3438</u> 条 <u>の 2</u> 施行文書(電子文書に限る。)には、 <u>文書主管課</u>	
閲覧に供しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。 (専決者及び代決者が不在のときの手続) 第30条 決裁を受ける場合において、専決者及び代決者が不在のときは、急施を要するものについては、回議案の不在者の箇所	長学事文書課長の定めるところにより、電子署名を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる文書については電子署名の実施を省略することができる。 (文書の発送)	
に「不在」と朱書して上司の決裁を受けることができる。ただし、電子決裁による場合には、朱書は要しない。 2 前項の規定により上司の決裁を受けた場合には、前条第2項の規定に準じて速やかに後閲を受けなければならない。 (再回)	第3539条 文書の発送は、郵送その他適切な方法により行わなければならない。 2 文書を書留で発送するときは、文書主管課長(総合支庁以外の出失機関にあっては、出失機関の長(出失機関の支所等の長	

第31条 電子決裁による場合を除き、合議を受けた本庁の部(公室・局)・部内局・課(グループ)、広域本部内部機関又は課を置く個別出先機関の課において、再度その結果を知る必要がある

ときは、本庁にあっては起案用紙の当該部(公室・局)・部内局・

の出先機関にあっては、出先機関の長(出先機関の支所等の長

電子文書を発送するときは、文書主管課長学事文書課長が別

を含む。))が別に定める手続により行わなければならない。

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
課長欄、課を置く個別出先機関にあっては起案用紙の当該課長	に定める手続により行わなければならない。	
欄の上に「再回」と朱書しなければならない。	(発送の手続)	
2 前項の規定により再回を要する文書は、決裁後、当該合議をし	第 3640 条 文書取扱担当者は、発送を要する文書(電子文書その	
た本庁の部(公室・部)・部内局・課(グループ)、広域本部内部 機関又は課を置く個別出先機関の課に回覧しなければならな		
	他主務課で直接発送する文書を除く。)を、文書主管課長が定め	
(廃案等)	る時刻までに文書主管課に回付しなければならない。	
第 32 条 回議案が、回議又は合議(その他の個別出先機関にあっ	(公報登載)	
ては、回議)中に廃案となり、又は重大な要旨の変更を受けたと	第 3741 条 条例、規則、告示、公告及び訓令その他公示を必要と	
きは、起案者は、当該回議案の上部欄外に「廃案」若しくは「要	する事案で、山形県公報に登載することが必要なものについて	
旨変更」と朱書し、かつ、回議又は合議(その他の個別出先機関		
にあっては、回議)をした関係者に供覧し、又はその旨を通知しなければならない。ただし、電子決裁による場合には、朱書は	決裁が終わったときは、直ちに山形県公報発行規則(昭和37年	
なりればなりない。ただし、电子伏数による場合には、木青は要しない。	2月県規則第6号)第8条の規定による登載の手続をとらなけ	
2 回議案について、決裁後その施行前に、廃案又は要旨の変更の	ればならない。	
必要を生じたときは、起案者は、次により処理しなければなら	<del>第 38 条 削除</del>	
ない。		
(1) 廃案を必要とする場合は、廃案の理由を付して当該回議案を		
廃案とする伺いを新たに起案し、廃案とすべき回議案を添え		
て決裁を受け、決裁後は、廃案となった回議案に「廃案」と		
朱書して関係文書とともに保存する。ただし、電子決裁による場合には、朱書は要しない。		
(2) 要旨の変更を必要とする場合は、要旨の変更の理由を付して		
当該回議案の要旨を変更する伺いを新たに起案し、要旨を変		
更すべき回議案を添えて決裁を受け、決裁後は、添付した回		
議案に「要旨変更」と朱書し、要旨変更後の内容により施行		
する。ただし、電子決裁による場合には、朱書は要しない。		
(文書の審査及び決裁日付印)		
第33条 本庁における回議案(担当課長補佐(主幹・参事)決裁の		
回議案を除く。)は、主管部(公室・局)・部内局・課長に回議し、		
かつ、関係部(公室・局)・部内局・課長に合議した後、県政情報文書課長(往復文その他の県政情報文書課長が指定する回議		
案にあっては、当該課(グループ)の文書取扱主任)に提出し、		
その審査を受けなければならない。		
2 広域本部における回議案は、主管部課長に回議し、かつ、関係		
部課長の合議を経た後、文書取扱主任の審査を受けなければな		
らない。ただし、広域本部長(振興局における回議案にあって		
は振興局長、熊本農政事務所又は熊本土木事務所における回議		

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
案にあっては各事務所の所長)において、審査の必要がないと		
認めるものは、この限りでない。		
3 課を置く個別出先機関における回議案は、主管課長に回議し、		
かつ、関係課長の合議を経た後、文書取扱主任の審査を受けな		
ければならない。ただし、当該個別出先機関の長において、審		
査の必要がないと認めるものは、この限りでない。		
4 その他の個別出先機関における回議案は、個別出先機関の長の		
決裁を受ける前に、文書取扱主任の審査を受けなければならな		
い。ただし、当該個別出先機関の長において、審査の必要がな		
いと認めたものは、この限りでない。		
5 第1項の審査は、次に掲げる回議案については行わない。		
(1) 当該課(グループ)以外に秘密とする必要がある回議案 (2) 第16条第1項ただし書の回議案(知事及び副知事決裁の回議		
(2) 第10 未第1 頃にたし音の回識系 (知事及 O 画 知事 (		
(3) 内部文その他県政情報文書課長が審査の必要がないと認め		
た回議案		
6 第1項から第4項までの審査は、第11条第2項及び第22条に		
規定する事項その他必要な事項について行わなければならな		
ν <sub>°</sub>		
7 第1項の場合において、当該回議案が法令審議会に付議すべき		
ものであるときは、県政情報文書課長は、熊本県法令審議会規		
程(昭和 27 年熊本県訓令第 584 号)の定めるところにより、その		
手続をしなければならない。		
8 県政情報文書課長は、前項の規定により法令審議会の審議を経		
た回議案については、電子決裁によるものは、文書管理システ		
ムに審議が終了した旨及びその日付を登録し、それ以外のもの		
には、審議了印(別記第9号様式)を押さなければならない。		
9 決裁を終わった知事及び副知事決裁の回議案は、電子決裁によ るものについては、文書管理システムに決裁日付を登録し、そ		
れ以外のものについては、及音量壁ンペノムに依然すりを登録し、ですれ以外のものについては、秘書グループ備付けの決裁目付印(別		
記第10号様式)を押さなければならない。		
10 本庁において決裁を終わった部(公室)長、会計管理者、企業		
局長、政策審議監、部内局長、危機管理監、出納局長及び課長		
決裁の回議案は、電子決裁によるものについては、文書管理シ		
ステムに決裁日付を登録し、それ以外のものについては、県政		
情報文書課長の審査を経た場合又は法令審議会の審議を経た場		
合にあっては県政情報文書課備付けの決裁日付印(別記第 11 号		
様式)、文書取扱主任の審査を経た場合にあっては各課(グルー		

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
		NIB 2
ない。		
11 広域本部において決裁を終わった回議案は、電子決裁による		
ものについては、文書管理システムに決裁日付を登録し、それ		
以外のものについては、広域本部本部組織の文書取扱主任の審		
査を経た場合にあっては総務部総務課(県央広域本部総務部に		
あっては総務調整課、同広域本部振興部にあっては振興課、同		
広域本部税務部、農林部及び土木部にあっては各部の総務課、		
天草広域本部にあっては総務振興課、県北広域本部総務部玉名		
総務課及び農林水産部水産課にあっては県北広域本部総務部玉		
名総務課)、振興局の文書取扱主任の審査を経た場合にあっては 振興局の総務振興課(県北広域本部菊池地域振興局及び県南広		
振興局の総務振興課 (県北広域本部署池地域振興局及び県角広 域本部八代地域振興局にあっては各地域振興局の総務課、上益		
城土木部にあっては総務出納課)、熊本農政事務所及び熊本土木		
事務所の文書取扱主任の審査を経た場合にあっては各事務所の		
総務課備付けの決裁日付印(別記第13号様式)、その他の場合に		
あっては各課備付けの決裁日付印(別記第14号様式)を押さなけ		
ればならない。		
12 個別出先機関において決裁を終わった回議案は、電子決裁に		
よるものは文書管理システムに決裁日付を登録し、それ以外の		
ものには文書取扱主任において決裁日付印を押さなければなら		
ない。		
第34条 次に掲げる回議案は、決裁が終わった後、電子決裁によ		
るものについては、文書管理システムに決裁日付を登録し、そ		
れ以外のものについては、各課備付けの決裁日付印を押さなけ		
ればならない。 (1) 本庁における担当課長補佐(主幹・参事)決裁の回議案		
(2) 本庁における部(公室)長、会計管理者、企業局長、政策審議		
監、部内局長、危機管理監、出納局長及び課長決裁の回議案で		
第33条第5項の規定により審査を要しないもの		
(番号の記入)		
第35条 決裁を終わった回議案(以下「決裁文書」という。)には、		
第15条の規定により番号を登録し、又は記入しなければならな		
ν <sub>°</sub>		
(決裁の終了の登録)		
第36条 決裁文書のうち文書管理システムにより起案したものに		
ついては、文書管理システムに決裁が終了した旨を登録しなけ		
ればならない。		

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
第3節 文書の施行及び発送		
(浄書)		
第 37 条 決裁文書で浄書を要する文書は、主管課(本庁のグルー		
プを含む。その他の個別出先機関にあっては主務者)において浄		
書及び校合をしなければならない。		
(公印の押印)		
第38条 浄書した文書には、熊本県公印規程(昭和32年熊本県訓		
令甲第 20 号) 又は熊本県企業局公印規程(昭和 29 年電気事業管		
理規程第3号)の定めるところにより公印を押さなければならな		
い。ただし、儀式文等で公印を押すことが適当でないもの及び		
別に定める文書については、この限りでない。		
2 公印の使用に当たっては、公印の管守者の承認を受けなければ		
ならない。この場合において、公印の管守者は、浄書した文書		
と決裁文書とを対照して審査しなければならない。		
(電子署名)		
第39条 施行する文書に電子署名の付与を受けようとする者は、		
当該文書に係る決裁文書を添えて文書取扱主任に回付し、電子		
署名を付与することを請求するものとする。		
2 文書取扱主任は、前項の規定による請求を受けたときは、電子		
署名を付与すべき文書と当該文書に係る決裁文書とを対照して		
審査し、相違がないことを確認して電子署名を付与するものと		
する。		
(発送文書の取扱い)		
第40条 発送を要する文書(以下「発送文書」という。)は、県政		
情報文書課長が別に定めるところにより、本庁(県央広域本部		
総務部及び振興部を含む。以下この項において同じ。)にあって		
は県政情報文書課、文書管理出先機関(県央広域本部総務部及		
び振興部を除く。以下この項及び次条において同じ。)にあって		
は文書管理出先機関備付けの文書発送箱に発送先があるものは		
そのまま、その他のものは主管課において、はがき又は封筒に		
発送先を明記し、封筒にあってはのり付けし、密封して、本庁		
にあっては県政情報文書課長、文書管理出先機関にあっては文		
書取扱主任に送付する方法により発送しなければならない。		
2 文書管理者は、第38条第1項ただし書の文書のうち、緊急性		
等を有し、かつ、公印を押印しない文書については、ファクシー		
ミリにより送信することができるものとする。この場合におい		
て、当該送信する文書の余白に「ファクシミリ扱い」と表示す		
るものとする。		

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
3 文書管理者は、第38条第1項ただし書の文書のうち、公印を		
押印しない文書については、文書管理システム又は電子メール		
により送信することができるものとする。		
4 第 1 項の規定にかかわらず、電報、秘密文書、本庁各課(グル		
ープ)宛の文書、主管課において持参達し、又は直接交付する必		
要のある文書及びファクシミリ、文書管理システム又は電子メ		
ールにより送信する文書は、主管課(その他の個別出先機関にあ		
っては、主務者)において発送の手続を執るものとする。		
第 41 条 県政情報文書課長(文書管理出先機関にあっては、文書		
取扱主任)は、前条の規定により送付を受けた発送文書を、郵送		
又は逓送により発送しなければならない。		
2 発送文書の逓送に関し必要な事項は、総括文書管理者が定め		
3.		
(発送済印)		
第42条 文書取扱主任は、前2条の規定により発送文書を発送し		
たときは、電子決裁による場合を除き、決裁文書に各課(本庁の		
グループを含む。個別出先機関にあっては、個別出先機関)備付		
けの発送済印(別記第15号様式)を押さなければならない。		
(条例及び規則等の取扱い)		
第43条 前条に規定するものを除くほか、次の各号に掲げる文書		
の施行及び発送については、当該各号に定めるところによる。 (1) 議案文の決裁文書 主管課において議案原稿 2 部を作成し		
て、決裁文書とともに財政課長に送付するものとする。		
(2) 条例及び規則の公布の決裁文書 主管課において浄書した		
条例案又は規則案に署名用紙(別記第16号様式)を添付して、		
知事の署名を受けた後、当該署名を受けた条例又は規則は、		
県政情報文書課長に送付するものとする。 「おおおいない」		
(3) 県公報に登載する決裁文書 熊本県公報発行規程(昭和28年		
熊本県訓令第 953 号) の定めるところによる。		
第4節 未完結文書の調査等		
(未完結文書の調査)		
第44条 文書管理者は、必要があると認めるときは、文書取扱主		
任に、文書管理システム及び受付発送簿により未完結文書を調		
査させるものとする。この場合において、文書取扱主任は、速		
やかにその結果を未完結文書調査表(別記第17号様式)により文		
書管理者に報告しなければならない。		
2 文書管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該業務を		
担当する課長補佐(広域本部内部機関及び課を置く個別出先		

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
機関にあっては主管課長、その他の個別出先機関にあっては主務者)に、その処理方針を指示しなければならない。 3 副総括文書管理者は、必要があると認めるときは、随時、未完結文書の調査をすることができる。 (未完結文書の整理) 第45条 文書管理者は、未完結文書を常に整理し、主務者が不在の場合でもその経過が分かるようにしておかなければならない。		
第5章 行政文書の整理	第4章 公文書の整理	
(職員の整理義務)	(職員の整理義務)	
第46条 職員は、次に掲げる整理を行わなければならない。ただ	第42条 職員は、次に掲げる整理を行わなければならない。	
し、電磁的記録は、その性質に応じて行政文書ファイルに整理		
するものとする。	(1) 作成又は取得した公文書について分類し、名称を付すると	
(1) 作成し、又は取得した行政文書について、当該事務及び事業の	ともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。	
性質、内容等に応じ、管理規則別表により分類し、分かりやす	(2) 相互に密接な関連を有する公文書を一の集合物(公文書	
い名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日 を設定すること。	<u>ファイル)にまとめること。</u>	
で で 成 と り る こ と 。 (2) 相 互 に 密 接 な 関 連 を 有 す る 行 政 文 書 を 会 計 年 度 別 に 一 の 集	(3) 第2号の公文書ファイルについて分類し、名称を付すると	
合物(行政文書ファイル)にまとめること。ただし、県政情報	ともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。	
文書課長が特に認める行政文書を除く。	(4)公文書ファイル等は、事務及び事業の性質、内容等に応じて、 さまいだまに其ばさいだし、 ひかり やすい ながさ けさかけ	
(3) 行政文書ファイルについて、当該事務及び事業の性質、内	て、文書分類表に基づき分類し、分かりやすい名称を付さなけ ればならない。	
容等に応じ、管理規則別表に基づき、分類し、分かりやすい	<u>408なりない。</u>   ( <del>1</del> 5) <del>簿冊等</del> 公文書ファイルには、 <del>あらかじめ</del> 文書索引(別記	
名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日	様式第8号)を付け、文書の処理の完結した都度これに所要の	
を設定すること。	事項を記載し、当該文書を <del>編てつし</del> まとめ、又は整理すること	
(4) 行政文書ファイルの厚さは、10 センチメートルを基準とし、	(次条第1項第5号に規定する文書及び主務課において常時	
これにより難いものについては、必要に応じて編さんするこ	使用する文書(以下「常用文書」という。)を <del>編てつした簿冊</del>	
٤.	<u>等まとめた公文書ファイル等</u> (同項第1号に規定する文書を <u>編</u>	
(5) 行政文書ファイルは、施行年月日の順に編さんすること。	<del>てつした簿冊等</del> まとめた公文書ファイル等を除く。)には、文	
(6) 行政文書ファイルは、1 冊ごとに文書管理システムで出力す	書索引を付けることを省略することができる。)	
<u>る行政文書ファイル内文書一覧を付けること。</u>		

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
	ニ 職員の任用及び賞罰等に関するもの	
	ホー恩給及び退職手当の裁定に関するもの	
	<u>〜 県議会に関するもので重要なもの</u>	
	<u>ト 不服申立て及び訴訟に関するもので重要なもの</u>	
	チー許可、認可、免許及び登録等で重要なもの	
	<u>リー褒章及び表彰に関するもので重要なもの</u>	
	<del>ヌー県史編さんの参考となるもの</del>	
	ルー官報及び県公報(文書主管課所管のもの)	
	<u>ヲ 統計書その他の図書で重要なもの</u>	
	<u>ワー県有財産の取得及び処分に関するもの</u>	
	カー郡市町村の廃置分合、改称及び境界変更に関するもの	
	<del>ヨー農地の買収売渡計画及び土地工作物の収用使用に関する</del>	
	<u>もので重要なもの</u>	
	ター試験及び研究資料で重要なもの	
	<u> → 決算又は出納に関するもので重要なもの</u>	
	<u>ソ 重要施策の計画及び経過に関するもの</u>	
	ツー簿冊等の廃棄の記録	
	<del>ネーその他重要なもので、30年の保存を必要とするもの</del>	
	<u>(2) 10 年保存すべきもの</u>	
	<u>イー中央官庁関係及び本県の通知で重要なもの</u>	
	<del>ロー不服申立て及び訴訟に関するもので重要でないもの</del>	
	<u>ハ 各種貸付金に関するもので重要なもの</u>	
	<u>ニ 工事の設計書及び工事に関する命令書並びに検査書</u>	
	ホーその他重要なもので10年の保存を必要とするもの	
	<u>(3) 5年保存すべきもの</u>	
	<u>イー起債に関するもの</u>	
	<del>ロー会計検査院に対する弁明書</del>	
	<u>ハ 歳入、歳出その他現金出納に関するもので後日の証拠とし</u>	

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
	て必要なもの	
	<u>ー その他 5 年の保存を必要とするもの</u>	
	<u>(4) 3年保存すべきもの</u>	
	<u>イ 請願及び陳情に関するもの</u>	
	<del>ロ 総務部人事課整理以外の人事に関するもの</del>	
	<u> 一出勤簿並びに物品の配付及び送付に関するもの</u>	
	<u>ー その他3年の保存を必要とするもの</u>	
	<u>(5) 1年保存すべきもの</u>	
	<del>イ 通知、照会等で後目の参照を必要としないもの</del>	
	<u>ローその他軽易なもの</u>	
	2 主務課長は、前項ただし書の規定により文書の保存年限を変	
	更したときは、速やかにその旨を文書主管課長に届け出なけれ	
	ばならない。	
	3 文書主管課長は、必要があると認めたときは、主務課長に対	
	<u>し文書の保存年限について指示し、又は当該保存年限を変更す</u>	
	ることができる。	
	4 主務課長は、第1項第1号に規定する文書のうち、法律の規	
	<del>定等により同号の保存年限を経過した後も引き続き保存をする</del> <del>必要があると認めたものについては、その保存年限を延長する</del>	
	<u> </u>	
	翌年度の初日から起算する。	
	(文書分類表の整備)	
	第 40 条の2 主務課長は、第 39 条第2項に規定する簿冊等及び	熊本県では、文書分類
	同条第3項の規定による分類に付す標準的な名称(以下「標準	表の規定がないが、本
	<del>簿冊名等」という。)を定めるものとする。</del>	県では、今後も作成することとする
	2 主務課長は、標準簿冊名等を系統的に整理した表(以下「文	

		Atti. La
熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
	<u>書分類表」という。)を作成するものとする。</u>	
	第43条 文書管理者は、文書分類記号表(別表第2号)及び別表	
	第3号に基づき、業務の区分その他事務内容及び公文書の類型	
	により、作成又は取得した公文書を、その類型に応じて系統的	
	に分類し、標準的な保存期間を設定するため、文書分類表を作	
	<u>成しなければならない。</u>	
	<u>32</u> <del>主務課長文書管理者</del> は、前項の規定により文書分類表を作	
	成し <u>、又は改定し</u> たときは、速やかに当該文書分類表を <u>文書主</u>	
	<u>管課長</u> 副総括文書管理者に提出しなければならない。	
	43 <del>文書主管課長</del> 副総括文書管理者は、必要があると認めたと	
	きは、 <del>主務課長</del> 文書管理者に対し文書分類表について指示し、	
	又は当該文書分類表を変更することができる。	
(保存期間)	(保存期間)	
第47条 文書管理者は、その所掌する事務及び事業に関し、行政	第44条第43条第1項第1号の保存期間の設定については、前条	
文書及び行政文書ファイルが、管理規則第3条第2項の規定に	第1項の文書分類表に従い、行うものとする。	
より、保存期間が設定されるようにしなければならない。	2 第43条第1項第1号の保存期間の設定及び前条第1項の文書	
2 前条第1項第1号の保存期間の設定においては、条例第2条第	<u>分類表の設定においては、条例第2条第5項の歴史公文書等に</u>	
5項の歴史公文書に該当するとされた行政文書にあっては、1年	該当するとされた公文書にあっては、1年以上の保存期間を定	
以上の保存期間を定めるものとする。	<u>めるものとする。</u>	
「総務省行政文書管理規則」第 17 条	3 第43条第1項第1項の保存期間の設定及び前条第1項の文書	規程第44条3項~5項
「秘 <b>労旬1」以入者官垤税則」 第 17 末</b>   4 第 15 条第 1 号の保存期間の設定及び保存期間表において	<u>分類表の設定においては、歴史公文書等に該当しないものであ</u>	総務省行政文書管理規則第 17 条第4項~第6
は、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正	<u>っても、行政が適正かつ効率的に運営され、県民に説明する責</u>	項に準じて規定
かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよ	務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合	
う、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや	理的な跡付けや検証に必要となる公文書については、原則とし	
検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上	て1年以上の保存期間を定めるものとする。	
の保存期間を定めるものとする。		

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
5 第 15 条第 1 号の保存期間の設定においては、前 2 項の規定に該当するものを除き、保存期間を 1 年未満とすることができる(例えば、次の各号に掲げる類型に該当する文書)。 (1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し(2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等(3) 出版物や公表物を編集した文書(4) 省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答(5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書(6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 (7) 保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書 6 第 15 条第 1 号の保存期間の設定においては、通常は 1 年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1 年以上の保存期間を設定するものとする。	4 第 43 条第 1 項第 1 号の保存期間の設定において、前 2 項の規定に該当するものを除き、次に掲げる類型に該当する公文書の保存期間を1 年未満とすることができる。 (1) 別途、正本・原本が管理されている公文書の写し (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 (3) 出版物や公表物を編集した文書 (4) 所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 (7) 文書分類表において、保存期間を1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書 5 第 43 条第 1 項第 1 号の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する類型の公文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる公文書については、1 年以上の保存期間を設定するものとする。	※国では例示としているが、本県では該当するものに限定する  ※(7)に該当する業務は今回は設定しい
3 前条第1項第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、 又は取得した日(以下この項及び第6項において「文書作成取得 日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、 文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を 起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理 者が認める場合にあっては、その日とする。 4 前条第1項第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめら れた行政文書の保存期間とする。	6 第 43 条第1号の保存期間の起算日は、公文書を作成し、又は 取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の 翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以 内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが公文書 の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、 その日とする。 7 第 43 条第3号の保存期間は、公文書ファイルにまとめられた 公文書の保存期間とする。	

	山形県公文書管理規程(改正案)	 備 考
5 前条第1項第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。 6 第3項及び第5項の規定にかかわらず、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルの保存期間の起算日については、保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を保存期間の起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると副総括文書管理者が認める場合にあっては、その日)とする。	8 第 43 条第 3 号の保存期間の起算日は、公文書を公文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが公文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。 9 第8項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書及び当該公文書がまとめられた公文書ファイルについては、適用しない。	VHI 1/7
第6章 行政文書の保存 (保存方法) 第48条 行政文書の保存に当たっては、必要に応じ記録媒体の変換を行うなどにより、適正かつ確実に利用できる方法を採用するものとする。 「総務省行政文書管理規則」第20条 副総括文書管理者は、文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について、別に定めるところにより、当該行政文	第5章 公文書の保存 (保存) 第45条 文書管理者は、公文書ファイル等について、当該公文書 ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しな ければならない。ただし、文書主管課長又は他の文書管理者に 引き継いだ場合は、この限りでない。 (集中管理の推進) 第46条 副総括文書管理者は、文書管理者から引継ぎを受けた公 文書ファイル等について、適切に保存するとともに、集中管理	規程第 46 条 総務省行政文書管理規 則第 20 条に準じて規定
書ファイル等を適切に保存するとともに、集中管理を行うものとする。	<u>を行うものとする。</u>	

	山形県公文書管理規程(改正案)	 備 考
		//////////////////////////////////////
(行政文書ファイル等の引継ぎ)	(文書公文書ファイル等の引継ぎ)	
第49条 文書管理者は、文書管理システムにより引継文書一覧表		
(以下この条において「一覧表」という。)を作成し、県政情報	の規定により保存をすべきものは、保存文書引継書(別記様式	
文書課長が指定する期日に、県政情報文書課長の引継確認又は	第 10 号) <u>及び文書索引</u> を添付し、 <u>文書取扱主任者</u> 文書管理者に	
保存承認を受けたうえで、一覧表に基づき行政文書ファイル等	おいて文書主管課 <mark>長</mark> に引き継がなければならない。ただし、常	
(電子行政文書ファイルを除く。)を引き継ぎ、又は行政文書フ	用文書及び電子文書については、この限りでない。	
ァイル等を保存しなければならない。	<u>(文書の移管)</u>	
(保存文書の管守)	第 47 条の 4 2 <u>主務課長</u> 文書管理者は、分掌する事務を分掌しな	
第50条 県政情報文書課長は、前条の規定により引き継いだ行政	いこととなったとき(当該事務が廃止されたときを除く。)は、	
文書ファイル等を、文書倉庫に所定期間保存し、管守しなけれ	速やかに当該事務を新たに分掌する <u>文書管理</u> 者に当該事務に係	
ばならない。	る <u>文書公文書ファイル等</u> を <u>移管し引き継が</u> なければならない。	
2 係員以外の者は、県政情報文書課長の承認がなければ、文書倉	( <u>文書公文書ファイル等</u> の保存)	
庫内に立ち入ってはならない。	第 4248 条 文書主管課長においては、前条第1項の規定により引	
第51条 文書管理者は、保有している行政文書ファイル等を、組	継ぎを受けたときは、保存 <mark>年限期間</mark> その他必要な事項を調査し、	
織としての管理が適正に行い得る専用の場所において適正に保	整理し、書庫に保存をしなければならない。	
存しなければならない。	2 文書索引は、文書主管課長において、保存をしておかなけれ	
2 文書管理者は、保存している行政文書ファイル等について、火	ばならない。	
災、盗難等の予防措置を講じなければならない。		
3 行政文書ファイル等は、庁外に持ち出してはならない。ただし、		
文書管理者の承認を得たときは、この限りでない。		
(保存文書の借覧)	(保存文書の閲覧又は借覧)	
第52条 文書倉庫内の行政文書ファイル等を借覧しようとする者	<del>第 43</del> 49 条 書庫に保存をされた文書 (以下「保存文書」という。)	
は、文書管理システムに所要事項を登録し、又は行政文書ファ	を閲覧し、又は借覧しようとするときは、文書主管課長が別に	
イル等借覧簿(別記第18号様式)に所要事項を記載し、県政情報	定める手続をとらなければならない。	
文書課長の承認を受けなければならない。	<del>第 44 条 削除</del>	
2 借覧期間は、7 日以内とする。ただし、やむを得ない理由があ		
るときは、県政情報文書課長の承認を得て、1月以内に限り借覧		
することができる。	(紛失等の届出)	
	WAS A STREET	

	山形県公文書管理規程(改正案)	 備 考
<ul> <li>3 借覧した行政文書ファイル等は、期間内であっても県政情報文書課長から返還の請求があったときは、直ちに返還しなければならない。</li> <li>第53条 借覧した行政文書ファイル等は、他人に転貸し、抜き取り、取り替え、又は訂正してはならない。</li> <li>2 借覧した行政文書ファイル等を破損し、又は亡失したときは、直ちに県政情報文書課長に届け出て、その指示を受けなければならない。</li> <li>3 借覧した行政文書ファイル等は、庁外に持ち出してはならない。ただし、県政情報文書課長の承認を得たときは、この限りでない。</li> </ul>	第46条3 貸出しを受けた保存文書について、汚損、紛失その他の事故が生じたときは、貸出しを受けた者は、直ちにその旨を文書主管課長に届け出なければならない。	
第7章 行政文書ファイル管理簿 (行政文書ファイル等報告) 第54条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する行政文書ファイル等の現況について、管理規則第6条第1項各号に掲げる事項について、総括文書管理者の指示に従い、別記第19号様式により報告するものとする。	第6章 公文書ファイル管理簿 (公文書ファイル管理簿への記載) 第50条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する公文書 ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況につい て、山形県公文書等の管理に関する条例施行規則(令和元年〇 月県規則第〇号。以下「施行規則」という。)第10条各号に掲 げる事項を公文書ファイル管理簿(別記様式第〇号)に記載し なければならない。	<熊本県> 文書管理者が総括文 書管理者に報告 <本県> 文書管理者が記載
2 前項の報告に当たっては、熊本県情報公開条例(平成 12 年熊本 県条例第 65 号)第 7 条各号に規定する不開示情報に該当する場 合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならな い。 (行政文書ファイル管理簿の調製及び公表) 第 55 条 前条の報告を受けた総括文書管理者は、本庁及び地方出 先機関の行政文書ファイル管理簿について、管理規則第 6 条に より、文書管理システムをもって調製するものとする。	2 前項の記載に当たっては、山形県情報公開条例(平成9年12 月県条例第58号)第6条各号に規定する不開示情報に該当する 場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければなら ない。 (公文書ファイル管理簿の調製及び公表)	

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
<ul><li>2 行政文書ファイル管理簿は、別表第2の事務所に備えて一般の 閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければなら ない。</li><li>3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、 又は変更した場合には、当該事務所の場所を県公報で告示しな ければならない。</li></ul>	2 公文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて 一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなけれ ばならない。 3 公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、 又は変更した場合には、当該事務所の場所を県公報で告示しな ければならない。	
第8章 行政文書ファイル等の移管、廃棄又は保存期間の延長 (保存期間が満了したときの措置) 第56条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、管理規則 別表に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、条 例第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなけれ ばならない。	第7章 公文書ファイル等の移管、廃棄又は保存期間の延長 (保存期間が満了したときの措置) 第52条 文書管理者は、公文書ファイル等について、別表第3号 に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、条例第 5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければな らない。 2 前条第1項の公文書ファイル等については、公文書ファイル管 理簿への記載により、前項の措置を定めるものとする。	
(移管又は廃棄) 第 57 条 文書管理者は、行政文書ファイル等の保存期間が満了したときは、前条の規定による定めに基づき、期間満了ファイル措置報告書(別記第 20 号様式)により、保存期間が満了した行政文書ファイル等(以下この条及び次条において「期間満了ファイル」という。)の措置を総括文書管理者に報告しなければならない。ただし、保存期間が満了したときの措置が廃棄とされている期間満了ファイルが熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則(平成 24 年熊本県規則第 25 号。第 3 項において「施行規則」という。)第 6 条各号に掲げる基準に該当するときは、当該期間満了ファイルの保存期間が満了したときの措置は、移管として報告しなければならない。	(移管又は廃棄) 第 53 条 文書管理者は、保存期間が満了した公文書ファイル等(以下「期間満了ファイル等」という。)について、前条第1項の規定による定めに基づき、条例附則8に定める「公文書館法(昭和62年法律第115号)第4条に規定する公文書館が設置されるまでの間、特定歴史公文書を保存し、及び一般の利用に供すること等の業務を行うための施設(以下「公文書センター」という。)」に移管し、又は廃棄しなければならない。 2 文書管理者は、前項の規定により、期間満了ファイル等を移管するときは、学事文書課長に引き継ぐものとする。	

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
2 前項の規定により報告を行う場合において、文書管理者は、保	3 文書管理者は、前項の規定により引き継ぐ公文書ファイル等	
存期間が満了したときの措置を移管として報告する期間満了フ	に、条例第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当するものとし	
ァイルに、条例第 15 条第 1 項第 1 号アからオまでに掲げる情報	て、利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、意	
が含まれる場合に該当するものとして、利用の制限を行うこと	見を添えて引き継がなければならない。意見には、利用制限を	
が適切であると認める場合には、報告に意見を添えなければな	行うべき箇所及びその理由を具体的に記載するものとする。	
らない。		
3 総括文書管理者は、第1項の規定により報告を受けた期間満了	4 文書管理者は、第1項の規定により、期間満了ファイル等を	
ファイルのうち、保存期間が満了したときの措置が廃棄とされ	廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ、	
ているものについて廃棄しようとするときは、あらかじめ、条	条例第 30 条に規定する山形県公文書等管理委員会(以下「委員	
例第 34 条に規定する熊本県行政文書等管理委員会(以下この項	会」という。)の意見を聴かなければならない。この場合におい	
において「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。	て、委員会が施行規則第7条各号に掲げる基準に該当すると意	
この場合において、委員会が施行規則第 6 条各号に掲げる基準	見した公文書ファイル等については、総括文書管理者は、文書	
に該当すると意見した期間満了ファイルについては、総括文書	管理者に保存期間満了したときの措置の変更の指示等必要な措	
管理者は、文書管理者に保存期間満了したときの措置の変更の	置を講じるものとする。	
指示等必要な措置を講じるものとする。		
	5 文書管理者は、前項の規定により、委員会の意見を聴いた公文	
	<u>書ファイル等について廃棄しようとするときは、総務部長に協</u>	
	<u>議し、その同意を得なければならない。この場合において、総</u>	
	務部長の同意が得られないときは、当該文書管理者は、当該公	
	文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了	
	する日を設定しなければならない。	
4 本庁の文書管理者は、総括文書管理者の指示を受け、移管し、	<u>6</u> 文書管理者は、廃棄するものとされている期間満了ファイル	
又は廃棄するものとされている期間満了ファイルを副総括文書	等を自ら廃棄しなければならない。ただし、文書主管課長が集	
管理者に引き継ぐものとする。ただし、廃棄するものとされて	中管理を行っている期間満了ファイル等は、文書管理者による	
いる期間満了ファイルが電子行政文書ファイルである場合は、	確認の上、文書主管課長が廃棄するものとする。	
自ら廃棄するものとする。		
5 文書管理出先機関の文書管理者は、総括文書管理者の指示を受		
け、移管するものとされている期間満了ファイルを副総括文書		

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
管理者に引き継ぎ、廃棄するものとされている期間満了ファイ		
ルを自ら廃棄しなければならない。		
	7 前項の規定により廃棄するときは、個人情報又は印影等他に	
	利用されるおそれのあるものがある場合は、裁断等の適切な処	
	理を行わなければならない。	
	秘密文書は、保存をする必要がなくなったときは、裁断その	
	他確実な方法により処理しなければならない。これを作成する	
	場合に用いた原稿その他のものについても、また同様とする。	
6 総括文書管理者は、期間満了ファイルについて移管を受け、又	8 文書管理者は、期間満了ファイル等について、移管又は廃棄	
は廃棄したとき(前項の規定により廃棄された場合を含む。)は、	したときは、当該公文書ファイル等に関する公文書ファイル管	
その名称、移管日又は廃棄日等について記載した移管・廃棄簿	理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日	
を調製しなければならない。	等について、移管・廃棄簿に記載しなければならない。	
(廃棄の方法)	<u>-(文書の廃棄)</u>	廃棄については本章
第58条 副総括文書管理者(県政情報文書課長に限る。)は、前条	第 47 条 保管をすべき期間が経過し、第 41 条の規定による保存	だ来にういては本卓 で新たに定める
第 4 項の規定により廃棄するものとして引継ぎを受けた期間満	<u>の手続をとる必要がない文書又は保存年限期間を経過した文書</u>	
了ファイルについては、管理調達課長に引き渡さなければなら	で第41条第2項ただし書の規定により主務課において保存をし	
ない。	ているものは、文書取扱主任者がこれを廃棄しなければならな	
2 管理調達課長は、前項の規定により引き渡された期間満了ファ	<u>い。この場合において、個人情報又は印影等他に利用されるお</u>	
イルを廃棄するときは、当該期間満了ファイルの文書中印章等	<u>それのあるものがある場合は、裁断等の適切な処理を行わなけ</u>	
移用のおそれがあるもの又は秘密に属するものを抹消し、又は	<u>ntitotav.</u>	
裁断したうえ、処分しなければならない。	2 保存年限を経過した保存文書は、文書主管課においてこれを	
3 副総括文書管理者(総務経営課長に限る。)は、前条第4項の規	<del>廃棄する。</del>	
定により、廃棄するものとして引継ぎを受けた期間満了ファイ	3 主務課長は、保存年限を経過していない文書であっても、保	
ルについて、自ら廃棄しなければならない。この場合において、	<u>存をする必要がないと認めたときは、これを廃棄することがで</u>	
前項の規定を準用する。	きる。この場合において、廃棄しようとする文書が保存文書で	
4 文書管理出先機関の文書管理者が行う前条第5項の規定による	あるときは、あらかじめ文書主管課長の承認を得なければなら	
期間満了ファイルの廃棄については、第2項の規定を準用する。	<u>₩\.</u>	
5 文書管理者は、電子行政文書ファイルについては、文書管理シ	4 前3項の規定により文書 (第40条第1項第5号に規定するも	

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
ステムにより廃棄しなければならない。	のを除く。)を廃棄するときは、次に掲げる事項を記載した廃棄の記録を作成しなければならない。 (1) 文書分類記号 (2) 簿冊等の題名 (3) 簿冊等の担名 (3) 簿冊等の作成年度 (4) 保存年限 (5) 作成時の主務課 (6) 廃棄時の主務課 (7) 廃棄年月日 (歴史的又は文化的な資料としての価値を有する文書の管理) 第47条の2 文書主管課長は、前条第1項(保存年限を経過した文書で第41条ただし書の規定により主務課において保存をしているものに限る。)並びに同条第2項及び第3項(これらの規定を第48条において準用する場合を含む。)の規定により廃棄される文書のうち、歴史的又は文化的な資料として価値を有すると認めるものについて、前条第1項並びに同条第2項及び第3	移管・廃棄簿 第 54 条第 8 項 歴史公文書について は別に定める
	項(これらの規定を第 48 条において準用する場合を含む。)の 規定にかかわらず、別に定める方法によりこれを管理するもの とする。 (起案又は回覧により処理する文書以外の文書の管理) 第 47 条の 3 所管する事務につき専決で処理する権限を常例として与えられている者(当該権限に属する事務が代決により行われた場合の当該代決をした者を含む。以下「専決権者」という。) に了承された文書(起案又は回覧により了承されたものを除く。)については、了承された年月日及び了承した専決権者の職名を適宜の方法により記載し、主務課長が必要と認める期間適切に整理しておかなければならない。	同じ基準で管理するため削除

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
(保存期間の延長) 第59条 文書管理者は、管理規則第4条第1項に規定する場合に あっては、同項に定めるところにより、保存期間及び保存期間 の満了する日を延長しなければならない。 2 文書管理者は、管理規則第4条に基づき、保存期間及び保存期間 間の満了する日を延長した場合は、延長する期間及び延長の理 由を、副総括文書管理者に報告しなければならない。	(送受信の記録の保存) 第 47 条 <u>のも</u> 文書取扱主任者は、ファクシミリ装置を用いて文書を送受信したときは、当該ファクシミリ装置により出力された送受信の記録を6箇月間保存しなければならない。 (保存期間の延長) 第 54 条 文書管理者は、施行規則第 9 条第 1 項に規定する場合にあっては、同項に定めるところにより、保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。	H23. 5. 17「ファックス 文書の適正管理について」学事文書課長通 知 本県では、30 年を超 えて保存するときは、
第9章 点検・監査及び管理状況の報告等 (点検・監査) 第60条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。 2 副総括文書管理者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。 3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書		知事の同意が必要と する 監査については、別に 規則で定める (実施機関を問わず、 学事文書課長が監査 を実施する)

	山形県公文書管理規程(改正案)	 備 考
の管理について必要な措置を講じるものとする。 (紛失等への対応) 第 61 条 行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が発生した場合 (そのおそれがある場合を含む。)、その事実を知った職員は、 速やかに当該行政文書ファイル等を管理する文書管理者(文書管理者が不在等により報告等が困難な場合にあっては、副総括 文書管理者)に報告しなければならない。 2 文書管理者は、紛失及び誤廃棄の発生が明らかとなった場合 は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じると ともに、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。 3 総括文書管理者は、前項の規定による報告を受け、更に必要と なる場合には、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置 を講じるものとする。	(紛失等への対応) 第 56 条 公文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が発生した場合(そのおそれがある場合を含む。)、その事実を知った職員は、速やかに当該公文書ファイル等を管理する文書管理者(文書管理者が不在等により報告等が困難な場合にあっては、副総括文書管理者)に報告しなければならない。 2 文書管理者は、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。 3 総括文書管理者は、前項の規定による報告を受け、更に必要となる場合には、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるものとする。	DHI 77
(管理状況の報告) 第62条 文書管理者は、行政文書の管理状況について、毎年度、 総括文書管理者に報告するものとする。	(管理状況の報告等) 第 57 条 総括文書管理者は、公文書ファイル管理簿の記載状況そ の他の公文書の管理状況について、毎年度、総務部長に報告す るものとする。	公表は、全ての実施機 関の分を、知事の委任 で総務部長が行う
第10章 研修 (研修の実施) 第63条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正 かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は 向上させるために必要な研修を行うものとする。 (研修への参加) 第64条 文書管理者は、総括文書管理者及びその他の機関が実施 する行政文書の管理等に関する研修に職員を積極的に参加させ なければならない。	つ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。 (研修への参加)	

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
	第3章 出先機関の文書の管理 (準用) 第48条 総合支庁(総合支庁の庁舎以外の庁舎にある課を除く。) の文書の管理については、前章(第33条第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第11条中「総務部学事文書課(以下「文書主管課」という。)」とあるのは「総合支庁総務企画部総務課(村山総合支庁総務企画部西村山総務課及び村山総合支庁総務企画部北村山総務課並びに置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課を含む。以下この章において同じ。)」と、「本庁」	現在の規程では、本庁と出先機関を別の章で規定していたが、統合した
	世界のでは「庁舎」と、同条第2号、第12条第1項及び第2項、第14条、第20条、第41条、第42条並びに第47条第2項中「文書主管課」とあるのは「総合支庁総務企画部総務課」と、第31条第1号及び第40条第1項第1号中「文書主管課」とあるのは「総務部学事文書課」と、第35条第2項中「文書主管課長」とあるのは「総合支庁総務企画部総務課長(村山総合支庁総務企画部西村山総務課長及び村山総合支庁総務企画部北村山総務課長並びに置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課長を含む。以下この章において同じ、)」と 第36条 第43条 第46条及び第	
	47 条第3項中「文書主管課長」とあるのは「総合支庁総務企画部総務課長」と、第36条中「文書主管課に」とあるのは「総合支庁総務企画部総務課に」と読み替えるものとする。 2 総合支庁以外の出先機関(総合支庁の庁舎以外の庁舎にある課を含む。)の文書の管理については、前章(第33条第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第11条中「総務部学事文書課(以下「文書主管課」という。)」とあるのは「文書事務を所管する組織」と、「本庁」とあるのは「出先機関(総	
	合支庁の庁舎以外の庁舎にある課を含む。以下この章において同じ。)」と、同条第2号、第12条第1項及び第2項、第14条、第20条、第41条、第42条並びに第47条第2項中「文書主管課」とあるのは「文書事務を所管する組織」と、第19条及び第20条中「主務課長の指名する者」とあるのは宿日直員を置く出先機関にあっては「宿日直員」と、宿日直員を置かない出先機関にあっては「出先機関の長の指名する者」と、第31条第1号及び第40条第1項第1号中「文書主管課」とあるのは「総務部	
	学事文書課」と、第 31 条第 2 号中「主務課」とあるのは「文書 事務を所管する組織(総合支庁の庁舎以外の庁舎にある課にあ っては主務課)」と、第 35 条第 2 項、第 36 条、第 43 条、第 46	

熊本県行政文書管理規程	山形県公文書管理規程(改正案)	備考
	条及び第47条第3項中「文書主管課長」とあるのは「出先機関の長」と、第36条中「文書主管課に」とあるのは「文書事務を所管する組織に」と読み替えるものとする。	
第11章 雑則 (農業研究センターの特例) 第65条 農業研究センターに第4章(第2節を除く。)を適用する 場合においては、部並びに農産園芸研究所及び畜産研究所(以下 この条において「部等」という。)を一の振興局とみなし、部等 を除く研究所のうち課を置くものを課を置く個別出先機関と、 課を置かないものをその他の個別出先機関とみなす。	第 <u>410</u> 章 雑則 (文書の管理の特例) 第 <u>4960</u> 条 <u>主務課長</u> 文書管理者は、文書の管理について、 <del>前2章</del> 第2章から第9章の規定により難いものがあるときは、あらか じめ <u>文書主管課長総括文書管理者</u> の承認を得て特例を設けるこ とができる。 2 <u>主務課長</u> 文書管理者は、前項の規定により設けた特例を廃止 するときは、あらかじめ <del>文書主管課長総括文書管理者</del> にその旨	
(雑則) 第 66 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定め る。	を届け出なければならない。 (細則) 第 61 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。	
附 則 別表第 1 (第 15 条関係) 別表第 2 (第 55 条関係) 別記第 1 号様式(第 15 条関係) ~ 別記第 20 号様式(第 57 条関係)	附 則 別表第1号 別表第2号 <u>別表第3号</u> 別記様式第1号~様式第10号	